新潟県農業再生協議会　次第

令和７年 11 月 25 日（火）14：00～
ＪＡ新潟ビル９階中会議室

１　開会

２　情勢報告

３　協議事項
（１）令和８年産米の需要に応じた生産について

（２）令和８年産米の需要に応じた生産に係る推進方針について

４　閉会

新潟県農業再生協議会　出席者名簿

令和７年 11 月 25 日（火）14:00～
ＪＡ新潟ビル９階中会議室

１．会員

	氏名	所属・役職	備考
会　長	石山　　章	新潟県農業会議　会長	
副会長	神部　　淳	新潟県　農林水産部長	
副会長	横尾　良輝	新潟県農業協同組合中央会　専務理事	
会　員	高野　　洋	全国農業協同組合連合会新潟県本部　県本部長	
会　員	関口 眞佐徳	新潟県主食集荷商業協同組合　理事長	
会　員	伊花　純雄	新潟県担い手育成総合支援協議会　事務局長	
監　事	坪谷　満久	新潟県土地改良事業団体連合会　専務理事	
監　事	佐々木　豊	新潟県農業共済組合　組合長理事	

２．専門委員

	氏名	所属・役職	備考
専門委員	坪谷　利之	新潟県農業法人協会　会長	
専門委員	佐藤　　寛	新潟市農林水産部農林政策課　課長	
専門委員	吉田　文彦	ＪＡえちご中越　経営管理委員会会長	代理出席 難波 英洋 常務理事
専門委員	羽深　真一	ＪＡえちご上越　経営管理委員会会長	代理出席 山岸 雅行 代表理事理事長

３．オブザーバー

	氏名	所属・役職	備考
ｵﾌﾞｻﾞｰﾊﾞｰ	田口　将之	北陸農政局新潟県拠点　地方参事官	

資料　1

米の流通実態の把握について

令和７年１１月

農林水産省

北陸農政局　新潟県拠点

食糧法における流通実態の把握に係る規定

○ 食糧法においては、**米穀の出荷又は販売の事業を行おうとする者に対して届出を義務付け（第47条）。流通実態の把握のために行う調査は、第51条又は第52条の規定に基づき実施。**

○ 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成６年法律第113号）（抜粋）

第四章 雑則

20精米トン

（米穀の出荷又は販売の事業の届出）
第四十七条 米穀の出荷又は販売の事業（その事業の規模が農林水産省令で定める規模未満であるものを除く。第五十九条において同じ。）を行おうとする者は、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、次に掲げる事項を農林水産大臣に届け出なければならない。
一 商号、名称又は氏名及び住所
二 法人である場合においては、その代表者の氏名
三 主たる事務所の所在地
四 その他農林水産省令で定める事項
２ 前項の規定による届出をした者（以下「届出事業者」という。）は、同項各号に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。
３ 届出事業者は、当該届出に係る事業を廃止したときは、遅滞なく、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

（調査）
第五十一条 農林水産大臣は、主要食糧の需給及び価格の安定を図るため、農林水産省令で定めるところにより、主要食糧の生産、流通及び消費の状況に関する調査を行うことができる。

（報告及び立入検査）
第五十二条 農林水産大臣は、この法律の施行に必要な限度において、機構若しくはセンターその他業として主要食糧の出荷、販売、輸入、加工若しくは製造を行う者に対し、その業務若しくは資産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、これらの者の事務所、営業所、販売所、事業所、倉庫若しくは工場に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
２・３ （略）

流通実態の把握の仕組みの変遷（旧食糧法、現行食糧法）

○ 平成16年に計画流通制度（登録制度）を廃止し、流通は原則自由化。その中においても、政府米の売却等を効率的に行えるよう、**現行食糧法では届出制度**を措置。その対象者は、**計画流通制度の出荷取扱業者の登録要件と同じ20精米トン以上の出荷又は販売事業者**。

旧食糧法（H7.11～H16.3）

登録制度

趣　旨

食糧管理法の下での厳格な管理手法から脱却し、集荷・卸・小売という流通の拠点を明確にした上で**市場原理を導入**する観点で**一定の要件を満たせば誰でも参入可能な登録制を導入**。

対象者

（大臣登録）
出荷取扱業者：20トン以上
（知事登録）
卸売業者：4,000精米トン以上
小売業者：規模要件なし

報告制度

＜定期報告＞

・計画流通制度により、米を取り扱う事業者は、３年おきに、計画流通米の取引見込数量を事前報告
・また、出荷取扱業者・卸売業者は、毎年、計画流通米の取引量を事後報告　※小売業者による定期事後報告はなし。

＜報告徴求＞

農林水産大臣は、自主流通法人、登録出荷取扱業者、登録卸売業者、登録小売業者又はセンターその他業として主要食糧の販売、輸入、加工若しくは製造を行う者に対し、報告をさせることができる。

現行食糧法（H16.4～）

届出制度

趣　旨

需給の緩和と**消費者ニーズの多様化**等に伴い**計画外流通米が増加**する中で、**流通関係者の主体性を重視**するため**流通を原則自由化**。

政府米の売却や緊急時の際の命令を効率的に行えるよう、事前に取引の拠点となる事業者を把握するため届出制を導入。

対象者

米穀の出荷又は販売の事業を行おうとする者：**20精米トン以上**

報告制度

＜定期報告＞

法令上の規定なし

＜報告徴求＞

農林水産大臣は、機構若しくはセンターその他業として主要食糧の出荷、販売、輸入、加工若しくは製造を行う者に対し、報告をさせることができる。

現在の食糧法に基づく流通把握の方法

○ 現在は、食糧法51条及び52条に基づき、在庫量や相対取引価格等について大規模な集荷業者・卸売業者を中心に調査を実施。本年からは、**新たに概算金やとう精数量等について調査を実施。**

		根拠	調査頻度	集荷業者	卸売業者
在庫報告	６月末在庫	52条（報告徴求）	年１回	500トン以上	500トン以上
	毎月末在庫	52条（報告徴求）	毎月	500トン以上	4,000トン以上
概算金、買取価格等【新規】		52条（報告徴求）	毎月	5,000トン以上	－
相対取引価格		52条（報告徴求）	毎月	5,000トン以上	－
集荷業者の仕入・契約・販売数量		52条（報告徴求）	毎月	5,000トン以上	－
卸売業者の販売数量・価格		52条（報告徴求）	毎月	－	50,000トン以上
とう精数量【新規】		51条（調査）	毎月	－	500トン以上
ふるさと納税・EC販売【新規】		52条（報告徴求）	年１回	500トン以上	500トン以上

本年１月末・６月末は、300トン以上の集荷・卸、生産者（約600者）に調査対象を拡大

※生産者在庫は、毎月６月末時点の数値を、統計法に基づく「生産者の米穀在庫等調査」により把握。

流通の多様化等

○ 従来、500トン以上・4000トン以上の業者の情報を把握すれば、流通実態の大宗を把握できると考え、報告を求めていた。

○ 他方で、生産者の直接販売や集荷業者以外との取引の大幅増加など**流通の多様化**、食の簡便化志向に伴う**中食・外食需要の増加**など、米の流通をめぐる状況が変化する中、従来の報告では、流通の状況**（生産者の直接販売等：44万トン増加、生産者在庫量：９万トン増加、全体の在庫量：19万トン増加**等（令和７年１月時点）**）**を把握できていなかった。

令和６年産米の流通状況（令和７年１月調査）

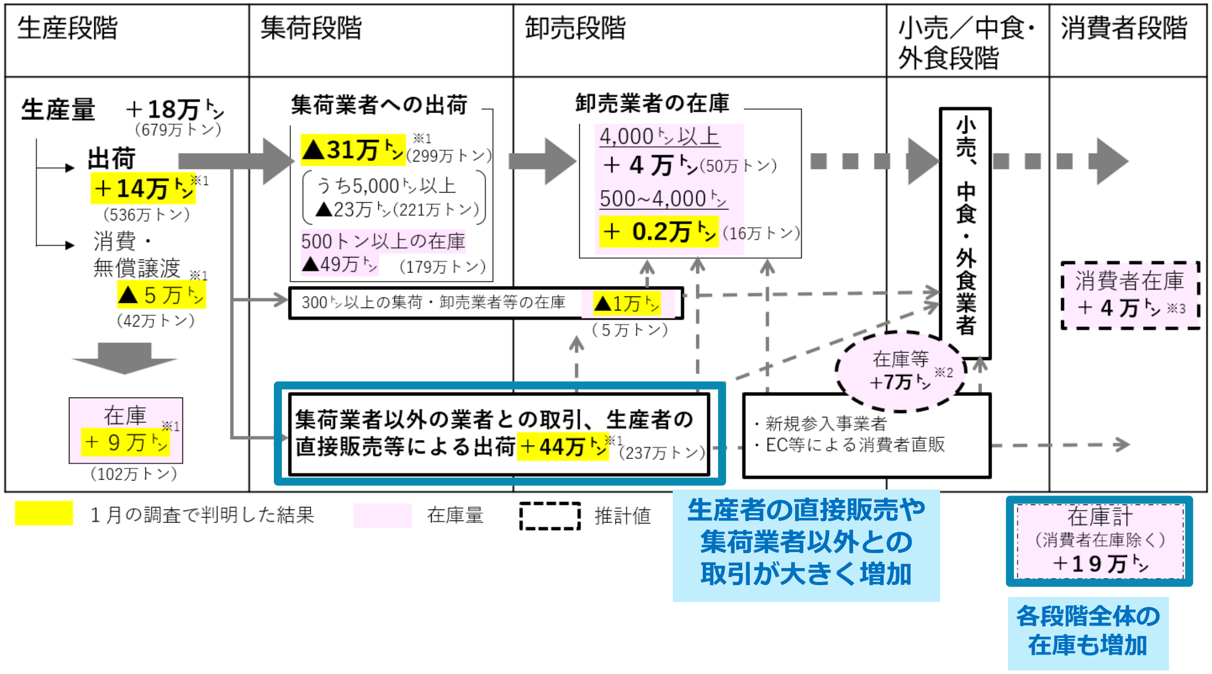

米の消費における中食・外食の占める割合（全国）

➢ 世帯構成の変化（単身世帯の増加）や社会構造の変化（共働き世帯の増加）により、食の簡便化志向が強まっており、米を家庭で炊飯する割合が低下する一方で、中食・外食の占める割合は増加。

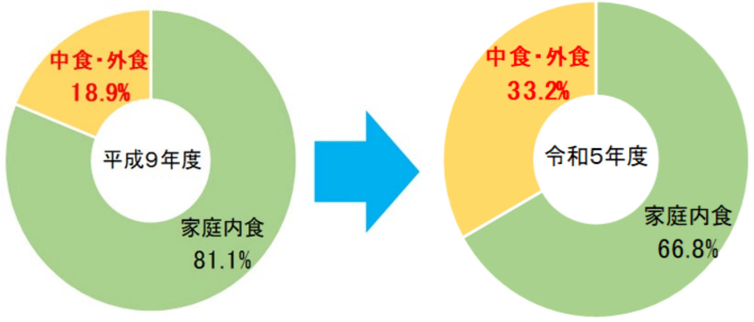

※1 生産者在庫調査の結果から、2020年農林業センサスの作付規模の階層別作付面積のシェアを用いて、生産者全体の在庫量等を推計。
※2 出荷量（+14万㌧）から、集荷・卸売業者等の在庫量（+3万㌧）及び消費者の在庫量（+4万㌧）の差し引きにより算出。
※3 米穀安定供給確保支援機構「米の消費動向調査」における家庭内の月末在庫数量を基に算出した１人当たり在庫量に、令和6年10月人口を乗じて算出。

流通実態把握に関する課題

- **全届出事業者（７万業者）を対象とした調査**において、**回答が約２割**にとどまり、**実効性のある把握手法の仕組みを含め、検討する必要**があることが明らかとなった。
- 従来の把握は期末在庫量に偏重しており、**流通実態を把握するためには**、生産者から出荷される米の約半分が流通する**集荷業者以外の業者等の仕入、販売、在庫の実態も定期的に把握する必要**があることが明らかとなった。
- **需要を見通すためには、精米ベースでの流通実態を把握する必要**があることが明らかとなった。

全届出業者（７万業者）の状況把握に向けた現在の取組

○ 令和７年６月の緊急調査において、**食糧法に基づく届出業者の全ての約７万業者**（毎年の報告徴収対象者（500トン以上）を除く）を対象に在庫数量等の調査を実施。その**回答率は19%にとどまり、全体の流通を把握するための実効性に課題。**

○ 報告をしていない者の状況を把握するため、まず、９月から、**期日までに報告がなかった者**（約３万９千業者）のうち、届出時点の**年間取扱数量が300トン以上の業者に対するフォローアップ調査**を実施中。10月めどまでに結果を取りまとめ予定。**必要に応じ、立入検査等により対応予定。**

全届出業者を対象とした調査（令和７年６月）の報告状況

	対象者数	割合
全届出業者（報告徴収対象者を除く）	69,866	100%
期日までに報告があった者	13,181	19%
玄米の取扱い有	4,433	
集荷業者	528	
卸売業者	989	
小売業者	2,133	
外食・中食業者等	36	
農業者・農業生産法人	747	
玄米の取扱い無（精米商品のみ取扱いなど）	3,778	
廃業・休業等	4,970	
宛先不明で郵送が戻って来た者	18,056	26%
期日（7月4日）までに報告がなかった者	38,629	55%

未報告業者に対するフォローアップ調査の概要

① 未報告の事業者のうち**年間取扱数量300トン以上の全ての届出業者（約500業者）**について、聞き取り調査を実施、調査票の提出を依頼。

② 今後の調査に向けて、①のリストを整備。

③ ①に応じない場合は、**訪問調査、必要な場合は、立入検査を実施する予定。**

報告をしなかった主な理由（一部の業者から聞き取り）

・精米のみの取扱い等、報告対象米穀の取扱いがない

・米穀の取扱いをしていない

・調査票が届いたか不明　　等

※　このほか、届出のあった電話番号が使われておらず、連絡の取れない事業者も一定数存在。

参考資料

米穀の流通制度の変遷

<table>
<tr><th></th><th>食糧管理法（食糧管理制度）
（S17～H7.10）</th><th>旧食糧法（計画流通制度）
（H7.11～H16.3）</th><th>現行食糧法
（H16.4～）</th></tr>
<tr><td rowspan="2">規制の考え方</td><td rowspan="2">○ 主に米が不足することを念頭に置いて、政府の直接売買により米の流通量をコントロール
○ 流通ルートを厳格に管理（これ以外の流通ルートを認めない）</td><td colspan="2">○ 政府の役割を不測時に備えた備蓄運営と国際約束に基づく輸入に限定</td></tr>
<tr><td>○ 民間流通を基本としつつ、消費者の必要とする米の相当部分を、一年を通じて安定的に供給するため、計画流通制度を措置（登録業者のみが計画流通米を取扱い可）
○ 計画外流通米については、流通業者に対する規制はなし（生産者の数量届出のみ）</td><td>○ 需給の緩和と消費者ニーズの多様化等に伴い計画外流通米が増加する中で、流通関係者の主体性を重視するため流通を自由化
○ 政府米の売却や緊急時の際の命令を効率的に行うため、事業者を把握する観点から、一定規模以上の事業者に事前に届出させるとともに、帳簿の備付けを義務付け</td></tr>
<tr><td>生産者</td><td>○政府への売渡義務
○ 上記以外の方法による売渡しを行った場合
→２年以下の懲役又は300万円以下の罰金</td><td>○ 基本計画に定める計画出荷数量及び生産者の意向を踏まえて定められる数量の計画出荷米の第一種登録出荷取扱業者への売渡義務
○ 計画出荷米以外の出荷数量の届出義務
→上記に反した場合は、10万円以下の罰金</td><td>○ 出荷・販売業者の届出制
（自ら生産した米であって、届出事業者に出荷・販売するものを除き20精米トン以上の取扱）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">集荷業者</td><td>○ 指定法人の指定制（全農・全集連）</td><td>○ 自主流通法人の指定制（全農・全集連）</td><td rowspan="3">○ 出荷・販売業者の届出制（20精米トン以上）
○ 届出をせずに出荷・販売事業を行った場合
→50万円以下の罰金
○ 帳簿の備付けを行わなかった場合
→20万円以下の過料</td></tr>
<tr><td>○ 集荷業者の指定制
一次集荷業者（農協等）
二次集荷業者（経済連等）
○ 指定を受けずに販売業務を行った場合
→３年以下の懲役又は300万円以下の罰金</td><td>○ 出荷取扱業者の登録制
第一種出荷取扱業者（農協等）
第二種出荷取扱業者（経済連等）
○ 登録を受けずに出荷取扱業務を行った場合
→50万円以下の罰金</td></tr>
<tr><td>販売業者</td><td>○ 販売業者の許可制
卸売業者（4,000精米トン以上）
小売業者（15～25精米トン以下で知事が定める数量以上）
○ 許可を受けずに販売業務を行った場合
→３年以下の懲役又は300万円以下の罰金</td><td>○ 販売業者の登録制
卸売業者（4,000精米トン以上）
小売業者
○ 登録を受けずに出荷取扱業務を行った場合
→50万円以下の罰金</td></tr>
</table>

米穀の流通制度の変遷

食糧管理法
（S17～H7.10）

○ 国による米の全量管理（政府への売渡義務）
○ 流通ルートを厳格に管理

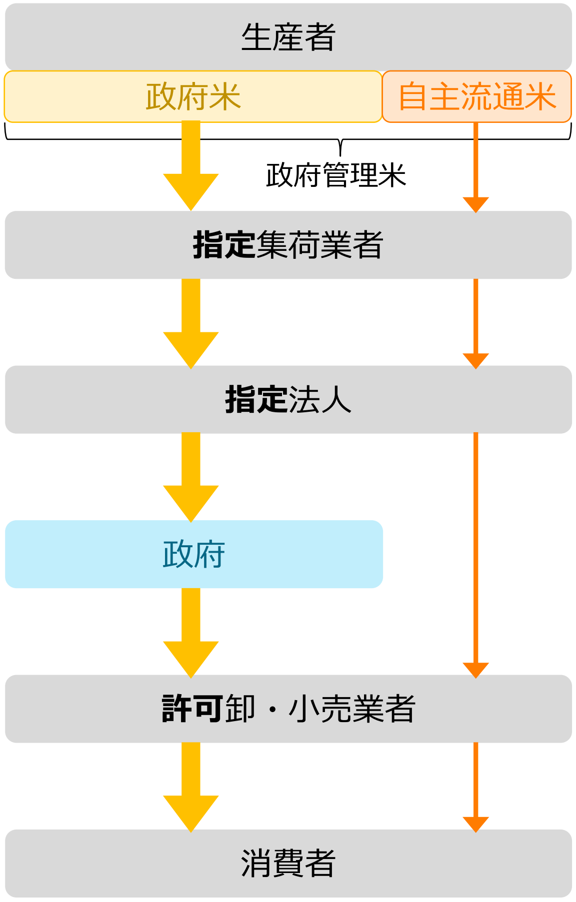

※上記以外の流通は、違法な「不正規流通米」

旧食糧法
（H7.11～H16.3）

○ 国の役割は備蓄運営に限定
○ 厳格な流通規制の緩和（計画流通制度）

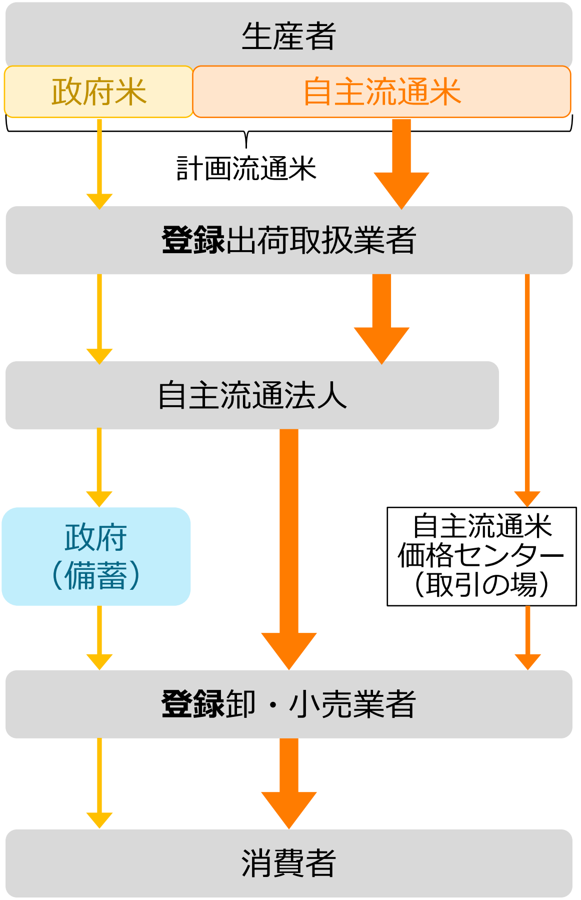

※上記以外の流通は、「計画外流通米」と呼ばれていたが、違法ではない。

現行食糧法
（H16.4～）

○ 国の役割は備蓄運営に限定
○ 計画流通制度の廃止

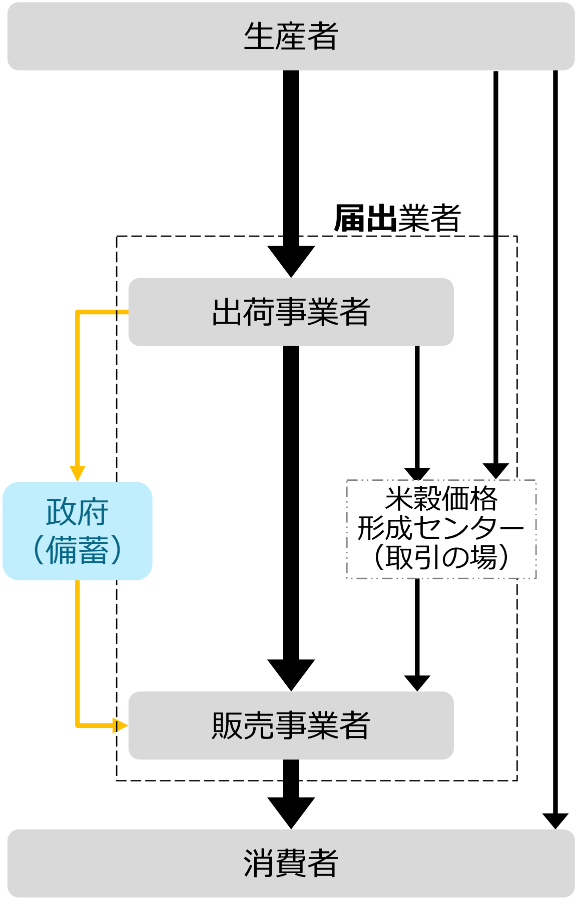

※ 米穀価格形成センターは、平成23年3月31日をもって解散。

計画流通制度（登録制度）の廃止に関する国会答弁

○第156回国会　衆議院　本会議　平成15年5月20日

・亀井善之農林水産大臣

米の流通関係者の主体性を重視しつつ適正かつ円滑な流通を確保する観点から、必要な措置を講ずることとしております。

具体的には、現在の計画流通制度を廃止する・・・こととしております。

○第156回国会　衆議院　農林水産委員会　平成15年5月22日

・石原政府参考人

計画流通制度を廃止する理由でございます。

現行の食糧法で計画流通制度というのが設けられているわけでございますけれども、米の流通ルートの特定等いろいろな規制をかけております。そういう規制をかけることによって米を安定的に供給することを目指しているということでございます。

実際は米の流通がどのようになっているかということを見ますと、計画流通米のシェアが、現在、生産量の５割を切る状況でございます。・・・それでも安定供給に特段の支障は生じていないというふうに認識しております。

それから、流通ルートが特定されていることによりまして、多様化する消費者ニーズにこたえられなくなっているということがございます。

それから、これが一番大きな点であろうかと思いますけれども、規制、負担を課されていない計画外流通米が増加しております。そういうことで、いろいろな、例えば先ほど私一俵当たり千円ということを申し上げました（※）けれども、そういうものの処理はすべて計画流通米の負担でやっているわけです。計画外流通米はそういう負担をしておりません。この辺が大きな不公平感をもたらすもとになっているわけでございますけれども、こういう一物が二ルートで流通しているということに伴います不公平感が発生しているということでございます。

そういうこともございまして、今回、この計画流通制度を廃止いたしまして、創意工夫ある米産業の発展と需要に応じた米づくりを促進するという観点に立ちまして、安定供給のための自主的取り組みを支援する体制に移行するということにしたところでございます。

（※）過剰米を飼料として売る場合の価格。

全届出業者（７万業者）を対象とした調査【緊急調査①】

○　既に毎年の報告徴収対象者となっている年間取扱数量500玄米トン以上の集荷業者及び卸売業者等に加え、これらの業者を除く食糧法に基づく届出業者（20精米トン以上を取扱う者）の全て（約７万業者）を対象に、令和５年７月から令和７年６月の仕入・販売・在庫数量の調査を実施。

○　調査の結果、**回答率は19%にとどまり、全体の流通を把握するための実効性に課題があることが明らかとなった。**

【報告状況】

（事業体）

	対象者数	割合
全届出業者（報告徴収対象者を除く）	69,866	100%
期日までに報告があった者	13,181	19%
玄米の取扱い有	4,433	
集荷業者	528	
卸売業者	989	
小売業者	2,133	
外食・中食業者等	36	
農業者・農業生産法人	747	
玄米の取扱い無（精米商品のみ取扱いなど）	3,778	
廃業・休業等	4,970	
宛先不明で郵送が戻って来た者	18,056	26%
期日（７月４日）までに報告がなかった者	38,629	55%

【調査結果概要】

（千トン（玄米））

	期首在庫	仕入数量	販売数量	期末在庫
5年7月～6年6月	62	843	842	63
6年7月～7年6月	63	869	869	63
増減	+1	+26	+27	+1

【６月末在庫量の状況】

（千トン(玄米)）

	①報告徴収対象者			②全届出業者（①除く）			合計		
	5/6年	6/7年	差	5/6年	6/7年	差	5/6年	6/7年	差
全体	1,279	1,376	+97	63	63	+1	1,342	1,439	+98
集荷業者	891	893	+2	9	7	▲3	900	900	▲1
卸売業者	388	483	+95	21	26	+4	409	508	+99
小売業者				25	24	▲1	25	24	▲1
外食・中食業者等				1	1	▲0	1	1	▲0
小計				56	57	+1	56	57	+1
農業者・農業生産法人	※	※		6	6	▲0	6	6	▲0

※　これまでは、生産段階の在庫量については、「生産者の米穀在庫等調査」の対前年増減率等を基に算出した在庫量で把握。

実需者（小売業者、中食・外食業者、食品製造業者）に対するヒアリング【緊急調査②】

○ これまで報告徴収の対象ではなかった小売業者、中食・外食業者、食品製造業者に対し、精米・玄米それぞれの在庫や仕入れの実態を把握するためのヒアリングを実施。
○ **小売業者、中食・外食業者**は、原料米の仕入形態はほぼ精米であり、**在庫保有は極めて少ない。**

業態	卸の販売先数量におけるシェア	仕入					在庫			外国産等取扱状況
		仕入先	形態	予定数量（玄米）/年	契約の有無	その他	形態	数量（精米）/年	在庫状況	
小売業者 3団体 6業者	15.3%	卸売業者 （6者）	精米	約44万7千トン （6者計）	なし	○卸売業者から事前契約せず、新米の時期に前年実績に応じている。 ○大手卸売業者から主要産地銘柄を中心に納入。 ○地方卸売業者から地元銘柄を納入。	精米のみ	約1万1千トン （6者計）	5～10日分	○今回の不足により、やむを得ず外国産米を販売。 ○今後については、新米販売価格により、価格バリエーションが必要な場合は継続して陳列。
中食業者 6団体 7業者	44.6%	卸売業者 （7者） 集荷業者 （1者） 農業生産法人 （1者）	精米	約37万9千トン （7者計）	長期契約 スポット	○ほとんどの業者において年間契約など、比較的長期契約により取引。 ○一部業者において、集荷業者と長期契約している事例がある。	精米のみ	約2.7千トン （7者計）	1～3日分 ただし、精米工場を所有している業者は玄米在庫がある。	
外食業者 1団体 3業者	23.6%	卸売業者 （7者） 集荷業者 （1者） 農業生産法人 （1者）	精米	約13万2千トン （3者計）	長期契約 スポット	○ほとんどの業者において、年間契約など比較的長期契約により仕入。 ○需給緩和の場合、端境期のスポットで比較的安価な米穀（小売業者の余剰品）が流通するため、これを見据えて年間契約数量を減らして契約。	精米のみ	約0.6千トン （3者計）	0～1日分 ただし、精米工場を所有している業者は玄米在庫がある。	○カリフォルニア米を国産とブレンドし販売。
食品製造業者 2団体 5業者	22.8%	集荷業者及び卸売業者 （5者）	精米	約7万8千トン （5者計）	年間契約	○使用する加工用米及び主食用米について、生産年8月～12月頃に、集荷業者及び卸売業者と年間契約した後、翌年1月～4月頃、精米として納品され使用。 ○使用が遅くなる理由は、水分等の品質を平準化するため。	精米のみ	約0.9千トン未満 （5者計）	精米・数日分	

生産者の出荷数量等に関する聴き取り調査（全国の出荷量等の推計）【緊急調査から推計③】

○　生産者（618客体）に対する在庫数量等調査の結果から、2020年農林業センサスの作付規模の階層別作付面積のシェアを用いて、生産者全体の出荷量等を推計。
○　生産者の出荷数量のうち、**ＪＡ系統などの集荷業者への出荷数量は前年産に比べ34万玄米トン減少**（前回調査では31万玄米トン減少）する一方で、**生産者の直接販売等は49万玄米トンの増加**（前回調査では44万玄米トン増加）。

≪生産者の出荷数量等調査による全国の在庫量等の推計≫

（(千トン(玄米))

	収穫量	出荷数量	うち集荷業者への出荷	うち生産者直接販売等	生産者消費（無償譲渡含む）	在庫量
R6年6月現在	6,610	5,710	3,250	2,460	569	331
R7年6月現在	6,792	5,858	2,910	2,948	600	335
前年差	＋182	＋148	▲340	＋488	＋31	＋3
前年比	103%	103%	90%	120%	105%	101%

※1　生産者の在庫数量等調査の結果から、2020年農林業センサスの作付規模の階層別作付面積のシェアを用いて、生産者全体の在庫量等を推計。
※2　収穫量は、農林水産省大臣官房統計部「作物統計」の水稲の収穫量(主食用米)。

（参考）前回調査時（１月末時点）の全国の出荷量等の推計

((千トン(玄米))

	収穫量	出荷数量	うち集荷業者への出荷	うち生産者直接販売等	生産者消費（無償譲渡含む）	在庫量
R6年1月現在	6,610	5,220	3,299	1,922	466	923
R7年1月現在	6,792	5,358	2,992	2,366	418	1,017
前年差	＋182	＋137	▲307	＋444	▲49	＋93
前年比	103%	103%	91%	123%	90%	110%

≪生産者直接販売等の出荷先と全体の出荷数量の推計（令和７年６月末現在）≫

業種	割合	出荷数量（千ﾄﾝ(玄米)）
卸売業者 ※	38.9%	1,146
消費者直売等	18.3%	539
小売業者 ※	16.6%	489
集荷業者(系統外)※	13.5%	398
中食･外食業者 ※	7.4%	218
農業生産法人等	2.3%	66
ふるさと納税	0.8%	23
米加工業者	0.7%	20
その他(業者名未回答等)	1.7%	50
合計	100.0%	2,948

※　出荷数量は、R7年6月末現在の生産者直接販売等の推計値(2,948千ﾄﾝ)に、出荷先の業種別割合を乗じて算出。
※　各業種の出荷先のうち、在庫量等の報告徴収の対象者が占める割合は、卸売業者の58%、小売業者の37%、集荷業者(系統外)の44%、中食･外食業者の0%となっている。

緊急調査で明らかになった令和６年産米の流通状況【推計】

○　集荷業者以外の業者等への出荷量が全体の約半分を占め、流通が多様化していることが明らかになり、これらの業者から卸売業者や小売業者、中食・外食事業者への販売が一定程度存在。他方で、その他集荷業者等の在庫量等は把握できていない状況。

○　流通実態を、時間的経過を含め的確に把握するためには、従来からの把握では調査項目等が不十分。

令和６年産米の流通状況（令和７年１月末時点と６月末時点との比較）

※矢印（➡）の左側は１月末時点、右側は６月末時点の数値

単位：万トン（玄米）

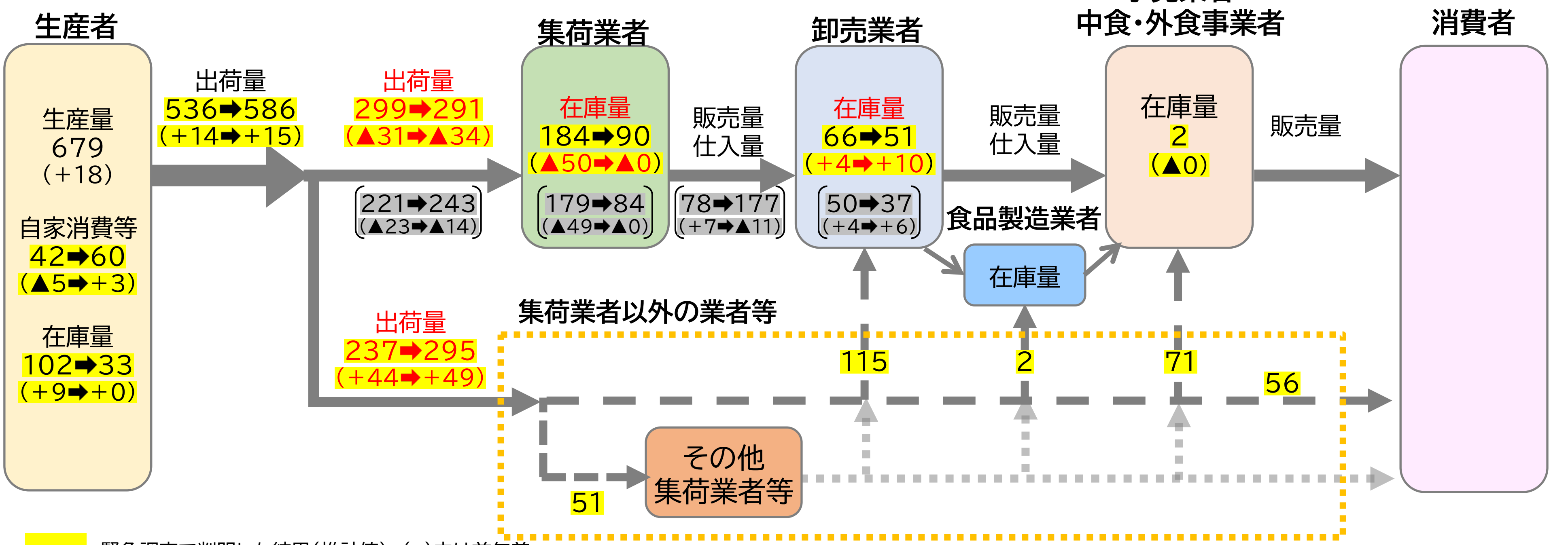

緊急調査で判明した結果（推計値）（　）内は前年差

従来から把握している数値（　）内は前年差【集荷量・販売量は5,000トン以上の集荷業者、在庫量は500トン以上の集荷業者、4,000ﾄﾝ以上の卸売業者が対象）

※1　生産者の在庫数量等に関する聴き取り調査の結果から、2020年農林業センサスの作付規模の階層別作付面積のシェアを用いて、生産者全体の在庫量等を推計。
※2　集荷業者以外の業者等の業種別の出荷量は、生産者の在庫数量等に関する聴き取り調査の生産者直接販売等の推計値（295万トン）に、出荷先の業種別割合を乗じて算出。
（消費者への販売量は、消費者直売等とふるさと納税の計であり、その他集荷業者等への出荷量は、集荷業者（系統外）、農業生産法人等及びその他の計である。）
※3　その他集荷業者等の51万トンの販売先は未確認。

大手集荷・卸への訪問調査（報告内容と各種台帳・伝票等との突合）【緊急調査】

米穀の取引に関する報告徴収実施要領（平成20年８月12日付け20総食第366号総合食料局長通知）による**食糧法第52条第１項に基づく報告内容等を確認するため、当該報告を行う者を訪問し、同法51条に基づく調査**を実施

1 調査対象

取扱数量の多い事業者を以下のとおり選定

(1) 集荷業者：７者

(2) 卸売業者：６者

2 調査内容

以下の報告内容について、**取りまとめ手法の確認、各種台帳及び伝票等との突合**を実施

(1) 仕入･出荷（販売）数量：　需要量の算出に用いる在庫数量等のデータ

(2) 出荷（販売）金額：　玄米取引の指標となる相対取引価格のデータ

【ポイント】

大手集荷･卸への訪問調査を行った結果、**需給や価格の把握に影響を与えるような報告内容の齟齬はなかった。**

【課題等】

- 改めて要領において求める報告対象の区分や修正等が発生した際の手続きについて周知する必要。
- 一方で、効率的かつ正確な報告を求めるためには、報告対象者の販売等管理システムの管理状況等を踏まえたものとすることについて検討を深める必要。

● 仕入･出荷（販売）数量

社内システム等から抽出したデータの取りまとめ状況を確認し、伝票等の証拠書類と突合。

集荷業者において、報告内容の修正が必要となった場合に、**遡って修正を行わず、報告当月の期末在庫にあわせて仕入数量等を調整している事案を確認。**

● 出荷（販売）金額

(1) 集荷業者

社内システム等から抽出したデータの取りまとめ状況を確認し、契約書等の証拠書類と突合。**問題となる点は確認されなかった。**

(2) 卸売業者

社内システムから抽出したデータの取りまとめ状況を確認し、契約書等の証拠書類と突合。**以下の課題となる点を確認。**

① 仕入価格（出荷業者･卸等からの仕入）

契約が実際の仕入発生時として管理されており、収穫前契約等において契約締結時点とする要領の規定に従った報告となっていない事案を確認。

② 販売価格（小売、中食･外食向け販売）

商品管理において販売先の業態までの管理等を行っていない中で、中食･外食に区分すること等が困難な状況となっている事案を確認。

精米歩留りの状況調査（事業者の精米実績）【緊急調査】

○ 精米歩留りについて、43事業者に対し、聞き取り調査を実施。
○ **令和５年産の精米歩留りは、88.6%**。令和２～４年産の平均と比較すると**▲1.4%の減少**。
○ **令和６年産の精米歩留りは、89.2%**。令和２～４年産の平均と比較すると**▲0.8%と減少**しているが、令和５年産と比較すると**＋0.6%の増加**。
○ **精米供給量には、この歩留りの減少により、令和５年産では10万玄米トン程度、令和６年産では６万玄米トン程度影響**していると考えられる。

【調査の概要】

（調査対象）
- 大手卸売業者（10社）、地方卸売業者（23社）、米穀店（10社）
  計43社の事業者

（調査内容）
- 令和7年6月末時点の令和2～6年産の精米歩留りを調査

【精米歩留りの推移（調査結果）】

	精米歩留り			
		大手卸売業者	地方卸売業者	米穀店
2年産	89.7%	89.8%	89.3%	89.7%
3年産	90.3%	90.5%	89.7%	90.0%
4年産	90.0%	90.2%	89.5%	89.6%
5年産	88.6%	88.8%	88.1%	88.6%
6年産	89.2%	89.4%	88.9%	88.8%

【令和5･6年産と過去の精米歩留りとの比較（調査結果）】

（単位：%）

過去の精米歩留り				昨年の精米歩留り		今年の精米歩留り		
２年産	３年産	４年産	２～４年産平均 ①	５年産 ②	過去平均との比較 ②－①	６年産 ③	過去平均との比較 ③－①	昨年との比較 ③－②
89.7	90.3	90.0	90.0	88.6	▲ 1.4	89.2	▲ 0.8	＋0.6

注）：数値は、令和7年6月末時点のもの（速報値）

資料２

令和８年産米の
需要に応じた生産について

令和７年11月25日
新潟県農業再生協議会

1　新潟米をめぐる状況　～本県の主食用米の生産状況～

○　本県は令和５年、６年産と２年連続で生産目標数量を確保できず、適正在庫量を確保するために、令和７年産の生産目標は前年を上回る水準を提示した。
○　生産現場では主食用米の価格高騰から生産意欲が高まり、**令和７年産の主食用米の作付面積は108,600ha（前年産＋7,200ha、7%増）**となった。

【主食用米の作付面積・収穫量の推移（新潟県）】

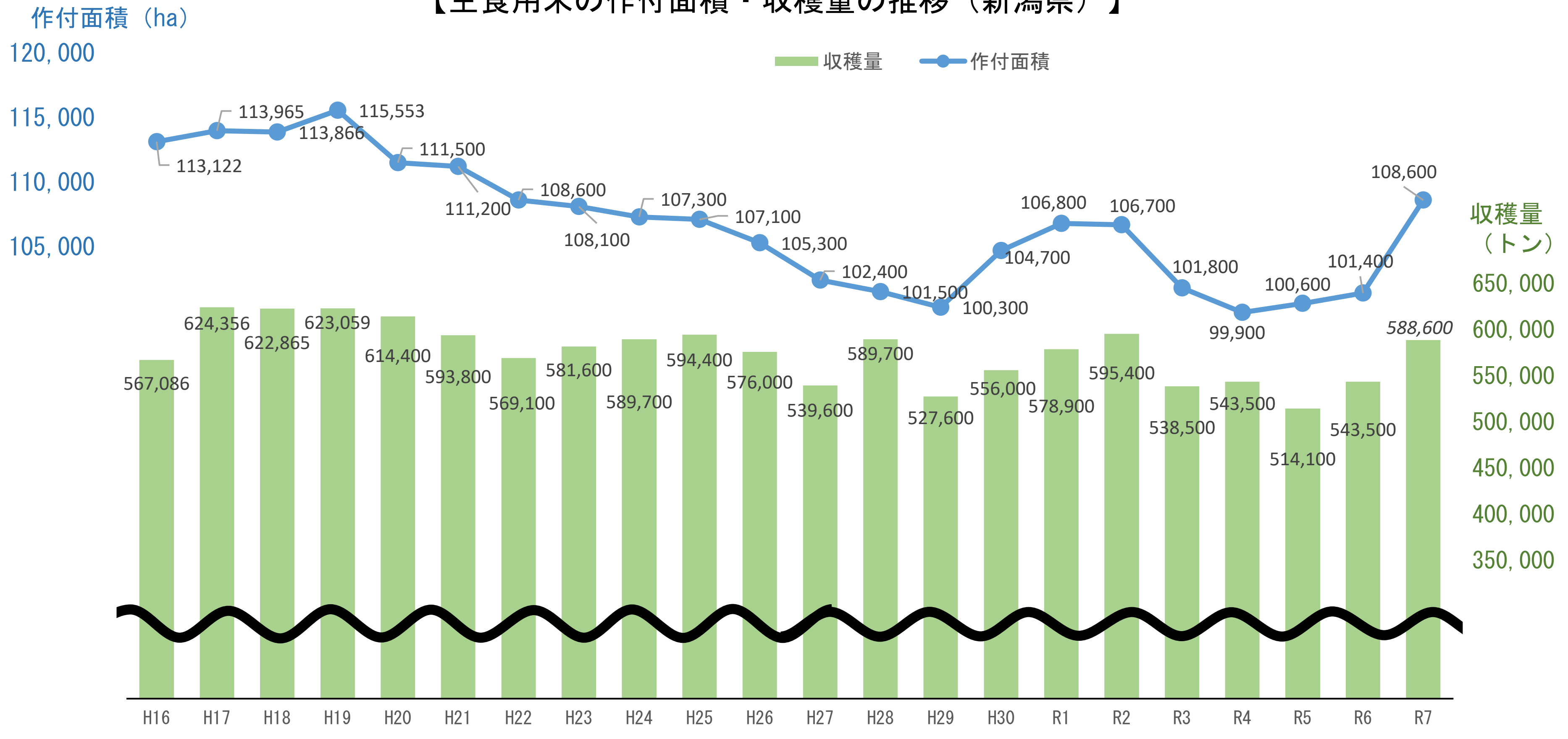

※作況　92　100　100　100　102　99　97　100　104　103　101　97　108　96　95　100　103　96　99　95　98　102

農林水産省　水田における作付状況、作物統計より作成（※作況についてはH16～R6は作況指数、R7は作況単収指数）

1　新潟米をめぐる状況　～本県の転換作物の作付状況～

○　主食用米への転換により、令和７年産の**非主食用米はいずれも減少**。
○　７年産について、県協議会では全国流通の飼料用米や備蓄米から加工・輸出・米粉用米への転換を推進。また、国が７年産備蓄米の買入れを中止したことで、一部農業者において加工用米等への振替えが行われた。

【主要な転換作物の作付面積の推移（新潟県）】

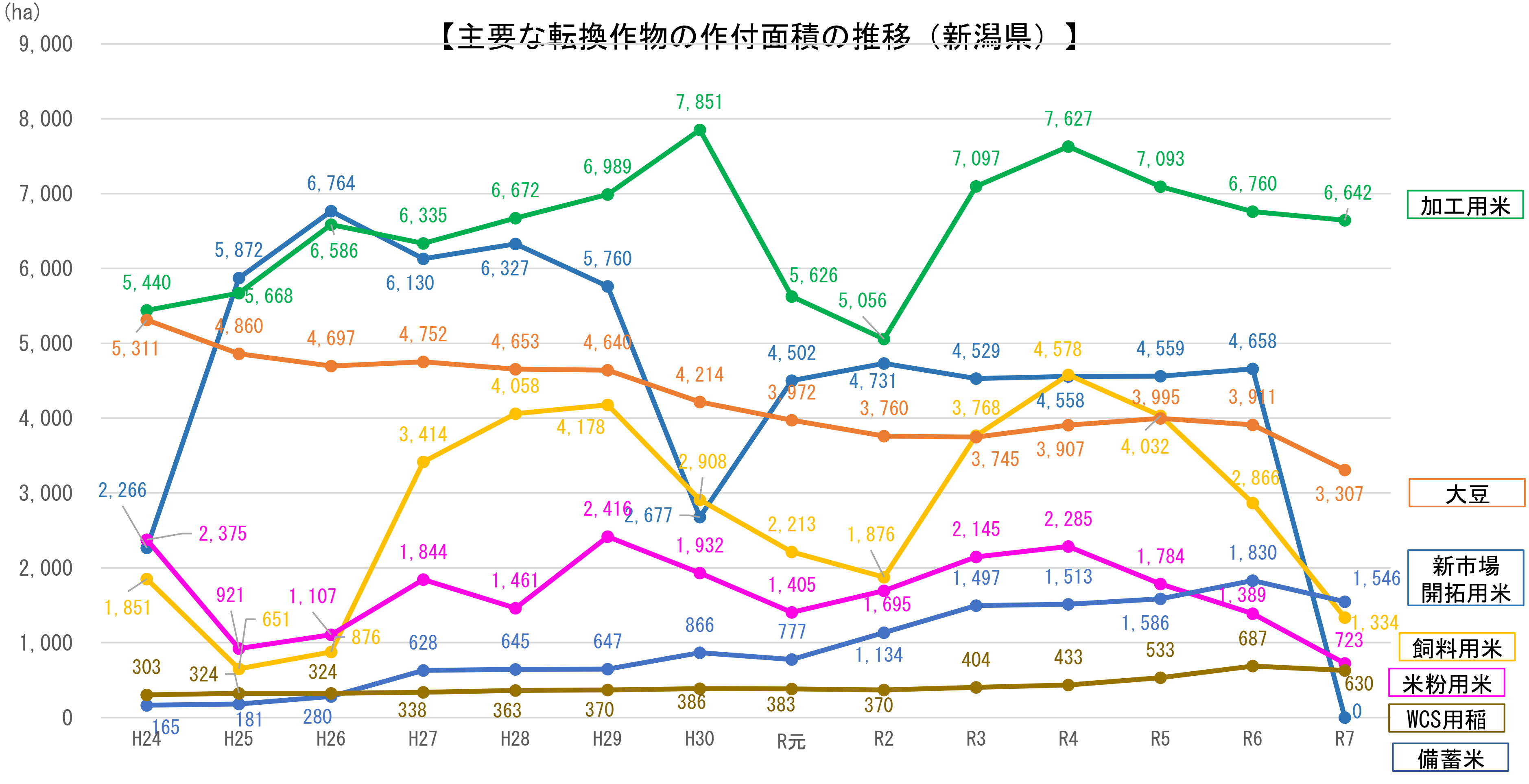

資料　農林水産省　面積は基幹作のみ

1　新潟米をめぐる状況　～相対取引価格と民間在庫量の推移（新潟）～

○　令和６～７年にかけて在庫量は減少し、相対取引価格は急騰。

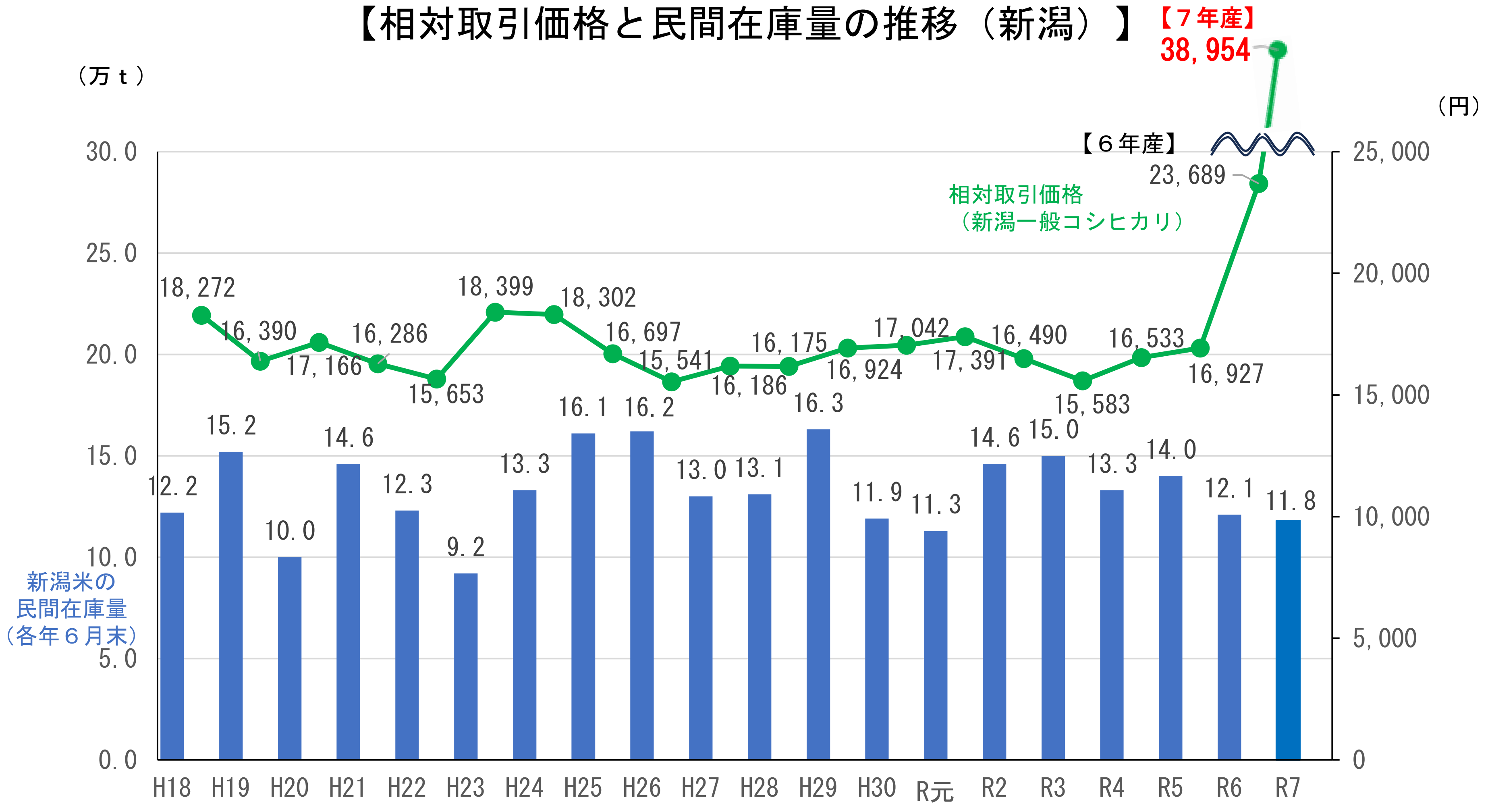

注　相対取引価格は、当該年産の出回りから翌年10月まで（令和７年産は令和７年10月までの速報値）の通年平均価格であり、運賃、包装代、消費税相当額が含まれている。

資料　農林水産省（米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針及び米の相対取引価格を加工）

1 新潟米をめぐる状況 ～小売段階での販売状況～

○ 令和７年の販売量は過去２年に比べ堅調に推移していたが、10月中旬以降は動きが鈍い。

○ 令和７年の販売価格は、備蓄米の放出で６月から下落傾向だったが、８月下旬の新米の出回り以降、再度上昇し、10月中旬以降は高止まりした状態。

【スーパーでの販売数量・販売価格の推移（ＰＯＳデータ 全国）】

（１）販売数量の推移

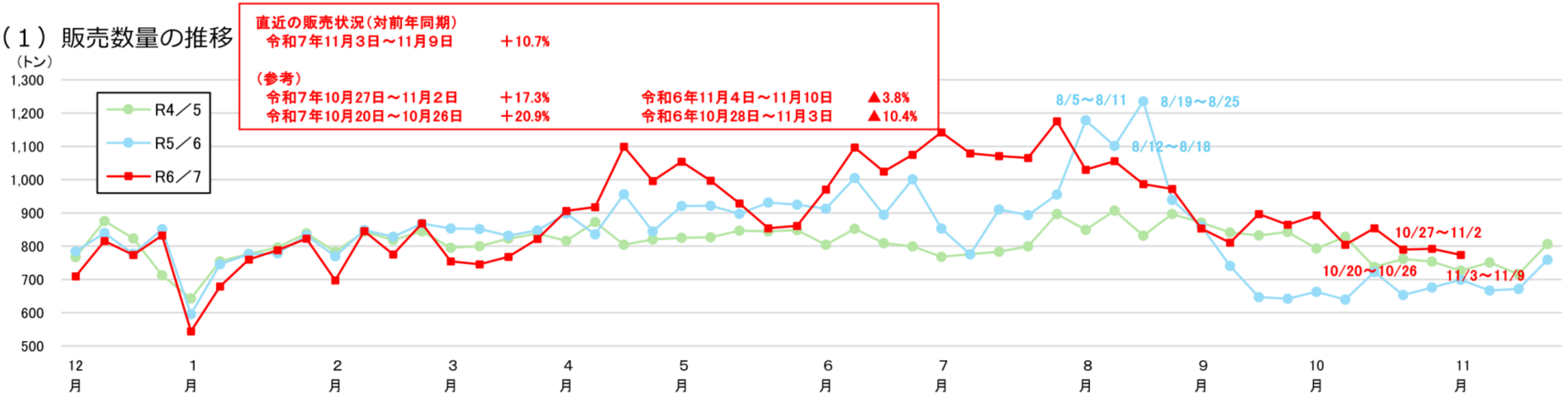

（２）販売価格の推移

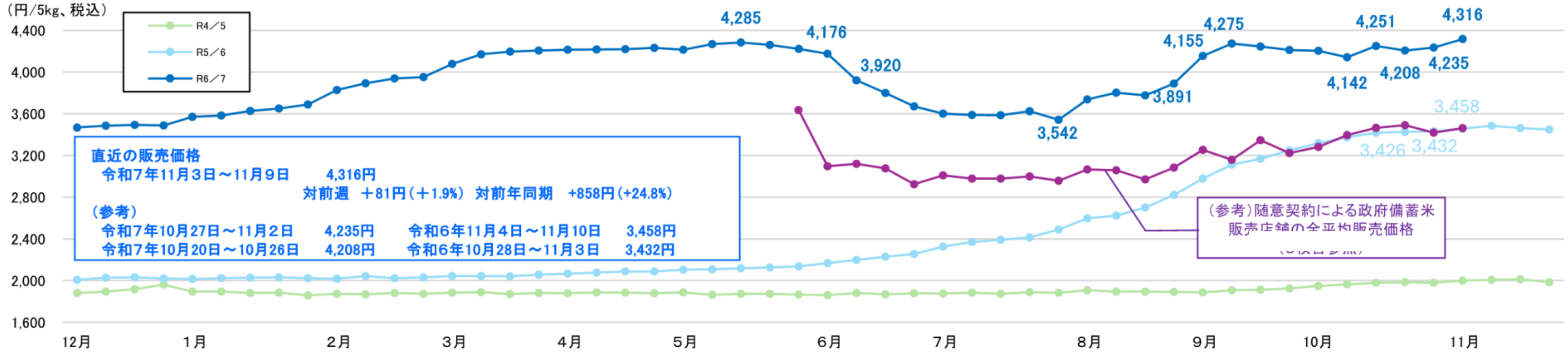

資料：(株)KSP-SPが提供するPOSデータ及び随意契約による政府備蓄米販売先事業者からの報告資料に基づいて農林水産省が作成

注1：(株)KSP-SPが提供するPOSデータは、全国約1,000店舗のスーパーから購入したデータに基づくものである。

注2：週次データを月ベースに当てはめているため、実際の月とは若干異なる場合がある。

注3：『ブレンド米等』には、ブレンド米のほか、PB商品等も含まれうる。

注4：ラウンドの関係で対前週比等の数値は一致しないことがある。

１　新潟米をめぐる状況　～全国の主食用米需要量等の需給見通し～

○　国は10月31日の食糧部会で令和８/９年の主食用米等の需給見通しを公表。
○　主食用米等の需要が高ぶれしたとしても対応できるよう、令和８年産米の生産量（H）を、８／９年需要量（下記表・Ｊ）の上位値である**711万トン（前年実績比95%）**に設定。
○　また国は、**令和８年産備蓄米について、21万玄米トンの政府買入れ**を公表し、これに加え、今後の需給状況等を見定めた上、放出（全体で約59万トン）に係る買戻し・買入れを行うとしている。

【全国の７／８年及び８／９年の主食用米等の需給見通し】

			万トン（玄米）	万トン（精米）
令和７／８年	令和７年６月末民間在庫量	A	155	138
	令和７年産主食用米等生産量	B	748 ※	662～670
	政府備蓄米供給数量	C	23	21
	令和７／８年主食用米等供給量計	D＝A＋B＋C	926	822～829
	令和７／８年主食用米等需要量	E	697～711	624～631
	令和８年６月末民間在庫量	F＝D－E	215～229	191～205
令和８／９年	令和８年６月末民間在庫量	G	215～229	191～205
	令和８年産主食用米等生産量	H　（備蓄米は含まない）	711	630～637
	令和８／９年主食用米等供給量計	Ｉ＝G＋H	926～939	821～841
	令和８／９年主食用米等需要量	J	694～711	622～630
	令和９年６月末民間在庫量	K＝Ｉ－J	215～245	191～220

資料　農林水産省　米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針（令和７年10月）
※令和７年産主食用米等生産量について、国は11月18日に最新値（10月25日時点）として747万トンと公表

１　新潟米をめぐる状況　～全国の生産目安・生産実績・在庫量の推移～

○　令和６年産までは生産実績も概ね生産目安に基づいた生産実績で推移。
○　令和５～６年産は、需給見通しの見誤り等により、在庫量が急激に低下。
○　令和７年産においては、備蓄米の放出（23万トン）と全国的な豊作基調により、生産目安を大きく上回る生産実績となった。　⇒　**在庫が大きく積み上がる懸念**

【全国の主食用米等の生産目安・生産実績・在庫量の推移】

万トン（玄米）

	R元年産	R2年産	R3年産	R4年産	R5年産	R6年産	R7年産	R8年産
期首在庫	189	200	218	218	197	153	155	*214～228* *（備蓄米含む）*
生産目安	718～726	708～717	693	675	669	669	683	*711*
生産実績	727	723	701	670	662	683	747	
期末在庫	200	218	218	197	153	155	*214～228* *（備蓄米含む）*	*214～244*

※１　R元～R6年産生産目安は、農林水産省「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」より引用
※２　R7年産生産実績は10月25日時点の農林水産省公表値
※３　R7年産期末在庫～R8年産については※１、※２より推計

（参考）７年産の主食用米に対する集荷業者等の声

	集荷業者等の声
集荷業者Ａ	10月上旬現在、６年産の在庫や備蓄米の売り切りを急ぐ状況もあり、動きが鈍く、非常に良くない。
集荷業者Ｂ	新米シーズンである９月以降、11月に入っても、荷の動きは悪く、価格下落が懸念される。
集荷業者Ｃ	10月下旬現在、過去にないくらい、売れ行きは悪い。
集荷業者Ｄ	集荷量については、６年産並に戻したいと考えているが、高齢により離農や減産する農家も多く、戻り切らないと思っている。

未だに、６年産の在庫や備蓄米（入札米）が市場にあり、令和７年産米の販売は順調でない状況の中、こうした現状を踏まえた、県目標の設定が必要

（参考）実需者や農業者の声

		実需者等の声
加工用米	実需者Ａ（米菓製造）	加工用もち米の確保が極めて厳しい。県内企業なので県産米を使いたいが、安定調達に関しては危機的な状況。
輸出用米	実需者Ｂ（輸出業者）	海外輸出は、相手国の取引先からの需要はあるが、今後も輸出用米が減っていくと、これまで積み上げてきた実需との関係性や販売シェアがたった数年でリセットされてしまうことが心配。
米粉用米	実需者Ｃ（製粉業）	県産原料を確保できなかった分は、備蓄米や外国産米で数量を確保した。このまま県産原料が減り、県産米粉の文化がなくなってしまうことが心配である。
酒米	実需者Ｄ（酒造業）	今般の米価高騰により、酒米も値上がりし、高級品以外作れなくなるという危機的な状況。

	農業者の声
農業法人Ａ	新之助の輸出を始めた。本当は国内用（主食用米）として販売したいが、将来のことを考え、せっかくできた取引先とのつながりをなくさないようにする。
農業法人Ｂ	主食用米に偏った生産はリスク。不作などに対応するため複数品種を作付けする必要がある。

将来的に米の需給状況が変化した場合、実需との「つながり」が活かせ
且つ、経営のリスクヘッジにつながるため非主食用米の取組は重要

【令和８年産の県生産目標に対する考え方】

○　現在の在庫状況や販売状況を踏まえた上で、需要に応じた生産を基本に設定する。

○　また、米主産県として食料供給基地の役割を果たし、今般のような米の供給不足を生じさせないため、需要見通しに対し、余裕をもった目標とする。

○　酒米やもち米、非主食用米等、本県を代表する地場産業である米関連産業の需要にもしっかりと応える目標とする。

【令和８年産県生産目標の設定手順】

①　令和７年７月～令和８年６月末の本県産米需要量の推計

②　令和８年６月末の在庫量の推計

③　令和８年７月～令和９年６月末の需要量の推計

④　令和９年６月末在庫を適正在庫量（年間需要量の３カ月分）とするための令和８年産生産量の推計

２　県生産目標について　～手順①：本県の令和７/８年の年間需要量の推計～

○　国は、今般の見通しから、インバウンド需要や精米歩留まりを考慮し、需要量を幅を持たせて推計する。

○　国は県別の需給見通しを公表しないため、本県の令和７/８年の需要量は、過去５年の新潟米のシェアを令和７/８年の全国の需要見通し（697万トン～711万トン）に乗じて、最大値、最小値を推計する。

○　この結果、令和７/８年の本県の需要量は、**最大で56.17万トン、最少で55.06万トン**となる。

【全国及び新潟県の需要量の推移】

（トン）

年産	R2/R3	R3/R4	R4/R5	R5/R6	R6/R7	５年平均
全国	7,040,000	7,015,000	6,911,000	7,049,000	7,127,000	7,028,400
新潟県	592,200	553,734	536,418	530,867	548,412	552,326
本県需要量の割合	8.4%	7.9%	7.8%	7.5%	7.7%	7.9%

R7/R8	
最少	最大
6,970,000	7,110,000
550,630（697万トン×7.9%）	561,690（711万トン×7.9%）
7.9%	7.9%

２　県生産目標について　～手順②：令和８年６月末の在庫量の推計～

○　米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針（令和７年10月）及び前頁で推計した需要量から**令和８年６月末の在庫量は14.45～15.56万トンとなり、3.09～3.39カ月分**となる。

【新潟米の需給見込み】

（万トン）

	令和６／７年	令和７／８年
期首６月末在庫　Ａ	12.13	11.76
生産量　Ｂ	54.47	58.86
需要量　Ｃ	54.84	55.06～56.17
期末６月末在庫　Ｄ＝Ａ＋Ｂ－Ｃ	11.76	14.45～15.56 (3.09～3.39カ月分)

注：ラウンドの関係で計と内訳が一致しない場合がある

２　県生産目標について　～手順③：令和８年７月～令和９年６月末の需要量の推計～

○　過去４年実績及び、手順①で推計した令和７/８年需要量から推計すると、**令和８/９年の需要量は54.73～56.52万トン**となる。

【新潟米の需要実績の推移（最大）】

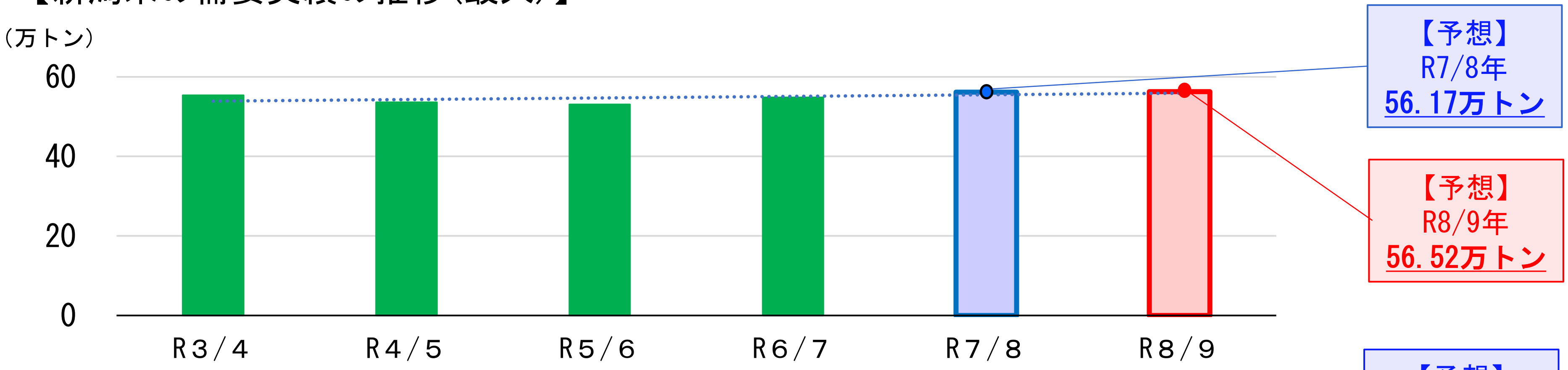

【新潟米の需要実績の推移（最少）】

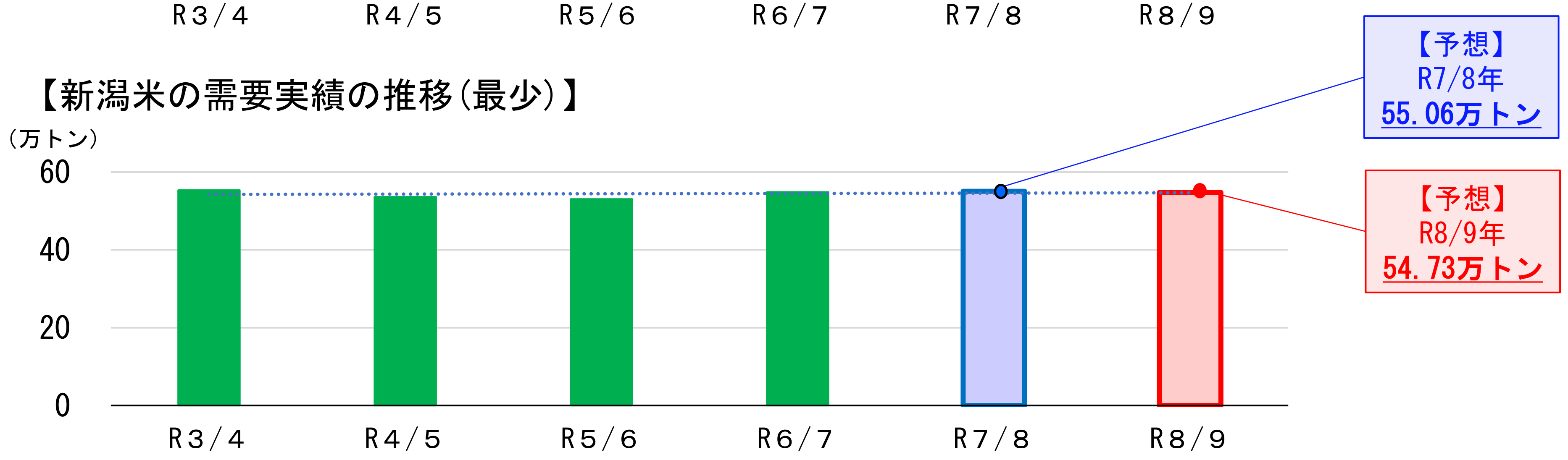

２　県生産目標について　～手順④：令和９年６月末在庫を適正在庫量（年間需要量の３カ月分）とするための令和８年産生産量の推計～

○　本県の令和８/９年の需要量が最大となった場合にも安定供給できる生産量を確保するという考え方で算出すると、**８年産の生産目標は56.2万トン、面積換算で103,700ha**となる。

【新潟米の需給見込み】

	令和７／８年（再掲）	令和８／９年
期首６月末在庫　Ａ	11.76	14.45～15.56
生産量　Ｂ	58.86	52.85～　56.20
需要量　Ｃ	55.06～56.17	54.73～56.52
期末６月末在庫　Ｄ＝Ａ＋Ｂ－Ｃ	14.45～15.56 (3.09～3.39カ月分)	13.68～14.13 (3カ月分)　※

・8年6月在庫が最低値(14.46)で、
・8/9年需要が最大値(56.52)
となった場合に、需要3か月分(14.13)を満たせる生産量

※但し、期首在庫が最大、需要量が最少の場合、過剰に在庫{17.03万トン(3.73カ月分)}が積み上がる懸念

【令和８年産の生産目標】{篩目1.7mmベース（542kg/10a）}

	令和７年産実績	令和８年産目標（案）	前年差
生産量	58.9万トン	56.2万トン	▲2.7万トン（95.4%）
	【参考：篩目1.85mm（524kg/10a)ベース】 57.0万トン	54.3万トン(56.2×524/542)	▲2.7万トン（95.3%）
面積	108,600 ha	103,700ha	▲4,900ha（95.5%）

【令和８年産県生産目標の設定手順と推計結果について】

①　令和７年７月～令和８年６月末の本県産米需要量の推計
→　**55.06 ～ 56.17 万トン**

②　令和８年６月末の在庫量の推計
→　**14.45 ～ 15.56 万トン（3.09～3.39カ月分）**

③　令和８年７月～令和９年６月末の需要量の推計
→　**54.73 ～ 56.52 万トン**

④　令和９年６月末在庫を適正在庫量（年間需要量の３カ月分）とするための令和８年産生産量の推計
→　**52.85 ～ 56.20 万トン**

⇒　**８年産目標　：　56.2万トン　・　103,700ha**

２　県生産目標について　～新潟の生産目標・生産実績・在庫量の推移～

○　令和５～６年産の生産量が生産目標を下回ったため、本県産米の在庫量は低下。

○　令和７年産においては、米価高騰による作付拡大と豊作基調により、生産目標を上回る生産実績となった。

【新潟県の主食用米等の生産目標・生産実績・在庫量の推移】

万トン（玄米）

	R元年産	R2年産	R3年産	R4年産	R5年産	R6年産	R7年産	R8年産
期首在庫	11.3	14.6	15.0	13.3	14.0	12.1	11.8	*14.5～15.6*
生産目標	44.0～44.9	53.5	52	53.8	54.5	54.6	56.2	*56.2*
生産実績	57.9	59.5	53.9	54.4	51.4	54.4	58.9	
期末在庫	14.6	15.0	13.3	14.0	12.1	11.8	*14.5～15.6*	*13.7～14.1*

※　R7年産期末在庫～R８年産については推定値

※　農林水産省・米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針及び公表値より作成

２　県生産目標について　～酒米・もち米について～

○　主食用米のうち、県内事業者から需要がある**酒米については、令和６年産並の水準、もち米については、令和７年産の水準を目標に取り組む。**

作物名等	６年産実績（千ha）	７年産実績（千ha）	８年産目標（千ha）		８年産の方向性
全主食用米	101.4	108.6	103.7（前年▲4.9）		
酒米	2.4	2.3	2.4	↗	・県内実需者が必要としている量を確保するため、生産を拡大 ・国事業の活用や産地との結びつきを推進
もち米	3.0	2.7	2.7	⇨	・県内実需者が必要としている量を確保するため、７年産の生産量を維持
酒米、もち米以外	96.0	103.6	98.6（前年▲5.0）		

※　酒米は五百万石と越淡麗の種子注文数等から算定した数値
※　もち米は米穀検査実績（国公表値）、加工用米生産量（国公表値）、種子注文数等から算定した数値

３　非主食用米等の生産目標

○　県内食品製造事業者等の需要にしっかりと応えていくため、**加工用米、米粉用米、また、海外からの需要が伸びている輸出用米の生産に優先的に取り組む。**

作物名等	６年産実績（千ha）	７年産実績（千ha）	８年産目標（千ha）		８年産の方向性
加工用米	6.8	6.6	6.7	↗	・県内実需者が必要としている量を確保するため、生産を拡大 ・安定供給につながる、省力・低コスト・多収栽培を推進
米粉用米	1.4	0.7	1.0	↗	
輸出用米	1.8	1.5	1.7	↗	・海外からのニーズのある品種を中心に、輸出を拡大
飼料用米	2.9	1.3	1.3	⇒	・多収品種での取組を基本とし、県産飼料用米を必要としている県内畜産業者の需要に応じて生産。一般品種で取組んできた場合は、加工、米粉、輸出用米へ転換
WCS用稲 飼料作物	1.0	0.9	1.0	↗	・県産粗飼料の需要にしっかりと対応
大豆	3.9	3.3	3.3	⇒	・水稲との輪作により生産を維持・拡大
麦	0.2	0.2	0.2	⇒	・県産小麦の需要に応えるため、水稲との輪作により生産を維持・拡大
（備蓄米）	（4.7）	（0）	（4.2）	（－）	※国の買入れ状況や価格等に応じ対応
合計	22.7	14.5	19.4 （前年＋4.9）		

※　水田における作付状況調査（国公表）の数値

４　市町村別の生産の目安について

○　令和８年産の主食用米の県生産目標(56.20万トン)を、令和７年産目標(56.24万トン)の99.9%に設定したため、地域においても、**令和７年産目安の99.9%を令和８年産の目安**とする

○　生産目安を面積換算した際に、令和７年産の作付面積が目安を下回った地域協議会（７協議会）については令和７年産目安と同等とする

地域農業再生協議会における生産の目安

令和７年産の主食用米の作付面積	令和８年産の主食用米の生産の目安（案）
「令和７年産の主食用米の作付面積」が「令和７年産の県提示目安（数量目安を面積換算した際の目安）」を下回った地域	令和７年産の県提示目安と同等
「令和７年産の主食用米の作付面積」が「令和７年産の県提示目安（数量目安を面積換算した際の目安）」を上回った地域	令和７年産の県提示目安の99.9%

５　産地交付金（活用方針）

○　**非主食用米の取組を維持・拡大するため、７年産と遜色のない支援を実施**する。

○　主食用米との価格差が特に大きい米粉用米については、残額が生じた場合は優先的に支援する。

令和７年度　県設定支援【所要額　10億円】	
加工用米安定生産支援	10,000円/10a
新市場開拓用米 低コスト生産支援	10,000円/10a
米粉用米生産性向上支援	10,000円/10a
ＷＣＳ用稲・飼料作物 生産性向上支援	5,000円/10a

※　不要額が生じた場合は、上限の範囲内で一律に単価を増額

【令和８年度】

○　基本的にＲ７年産支援を継続

○　ただし、残額が生じた場合は、米粉用米の単価を優先的に引き上げる

６ 令和８年産の推進方針 ①

（１）県生産目標の早期提示

○ 地域農業再生協議会の推進期間や農業者の検討時間を十分に確保

⇒ 11月25日に県農業再生協議会を開催。県生産目標等を決定。

11月26日に地域農業再生協議会事務局長等会議を開催。県生産目標等を周知。

（２）産地交付金 県設定支援

○ 加工用米、米粉用米、新市場開拓用米への支援（一律10,000円/10aで支援）を継続することでメッセージを発信

○ 前年に引き続き、県生産目標と同時に早期提示

（参考）新潟米（主食用米）の在庫量の推移のイメージ

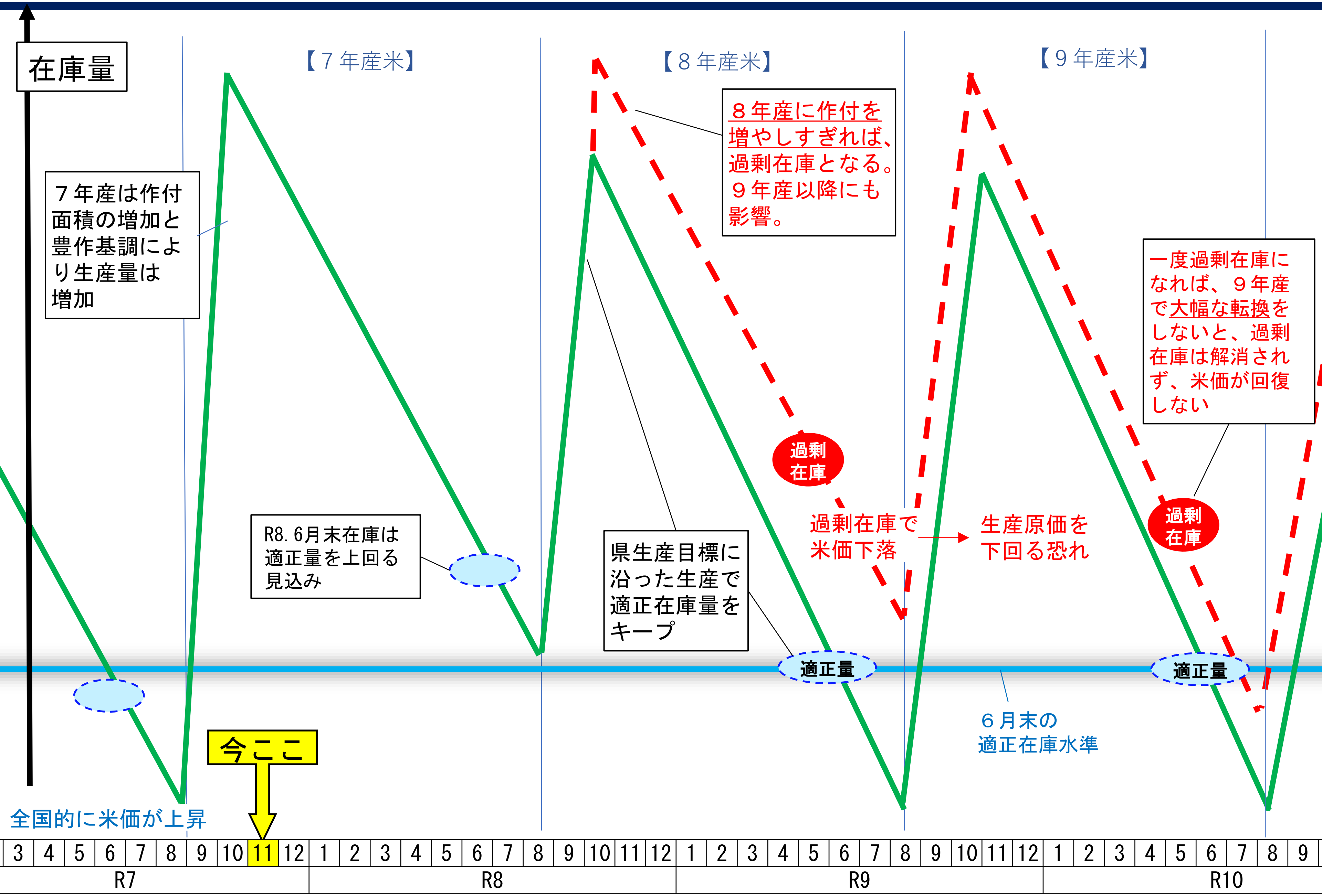

６　令和８年産の推進方針　②

（３）方針作成者や農業者への酒米や非主食用米等生産の働きかけ

【方針作成者への働きかけ】

〇　実施主体

- 県農業再生協議会（大規模方針作成者へ働きかけ）
- 地域農業再生協議会
- 県地域振興局

（地域の方針作成者へ働きかけ）

〇　推進方法

- 個別訪問、方針作成者を対象とした会議の開催　等

〇　推進内容

- 方針に参加する農業者が持続可能な農業経営を展開するには、主食用米と非主食用米を合わせた水田農業全体での所得最大化が重要

⇒　方針作成者として主体的に非主食用米の生産を促し、主食用米と非主食用米をセットで農業者から集荷すること

- また、労力分散や経営のリスクヘッジのため、コシヒカリ偏重ではなく、作業体系も考慮した多様な品種をバランスよく集荷すること

【農業者への働きかけ】

〇　実施主体

- 地域農業再生協議会　・　県地域振興局

〇　推進対象の明確化

- 労力分散や経営リスクの分散に向け、多様な米生産が必要な今後も規模拡大していく経営体を中心に推進

〇　推進方法

- 個別訪問、説明会の開催、チラシの作成　等

〇　推進内容

- 団地化等による最大限のコスト低減と多収性品種の導入により所得を確保すること
- 作期分散や経営のリスクヘッジの観点も取り入れて作付計画を検討すること
- コメ新事業に追加された酒米等、国の支援策を最大限活用すること

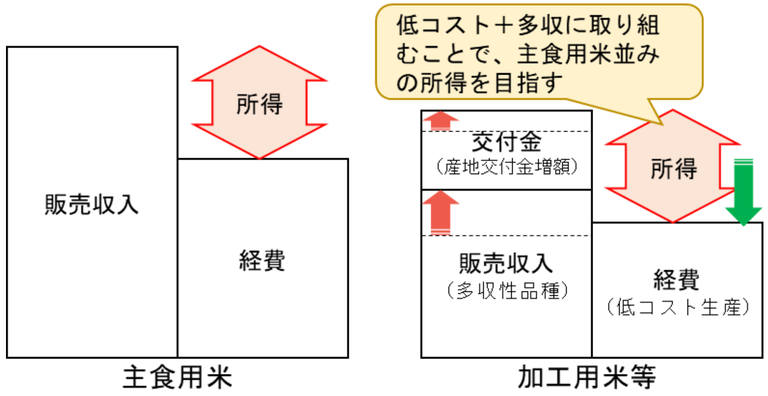

資料３

令和８年産米の需要に応じた生産に係る推進方針（案）

令　和　7　年　11　月
新潟県農業再生協議会

１　基本的な考え方

令和７年産米は、前年から続く米価の高騰により、全国的に主食用米の作付面積が拡大したことに加え、豊作基調だったことで、前年を大きく上回る生産量となった。新潟米についても、主食用米の作付面積が拡大し、且つ、作況単収指数が102となったことから、目標を上回る生産数量を確保した。

令和８年産においては、引き続き、本県は我が国の食料供給基地として食料安全保障の確保に貢献し、新潟米を求める全国の消費者に年間を通じて安定供給できるよう、必要な主食用米の生産量の確保を図っていく。

併せて、県産の酒米やもち米、非主食用米等の安定供給を求める声が高まっていることから、県内の米関連食品産業等と連携しながら、原料となる非主食用米等を需要に応じて安定的に供給する。

２　推進内容

【県協議会】

○　県生産目標の実現に向け、地域協議会と連携した需要に応じた生産の推進
○　市町村への早期の生産目安の提示
○　産地交付金の県設定支援や国支援策等を活用した非主食用米生産への誘導
○　大規模認定方針作成者への主体的な非主食用米等の生産の誘導に係る働きかけ

【地域協議会】

○　地域の生産目標や農業者ごとの生産の目安の早期設定、認定方針作成者や農業者への提示
○　地域の生産目標の実現に向けた需要に応じた生産の推進
○　認定方針作成者の事前契約等に基づく需要量の把握や、認定方針作成者が行う需要に応じた米生産の取組状況の把握及び支援
○　特色ある産地づくりに向けた産地交付金の効果検証と活用方法の見直し、活用啓発
○　今後も規模拡大していく経営体に対し、作期分散やリスクヘッジとしての非主食用米等の導入を推進するとともに、生産の団地化や、コスト低減技術及び多収性品種の導入を推進し、生産性を向上

【認定方針作成者】

○　農業者が持続的な農業経営を展開できるよう、主食用米と非主食用米を合わせて集荷するなど、主体的な非主食用米の生産の誘導
○　需要に応じた生産・販売の推進主体として、水田収益力強化ビジョンを踏まえ、地域農業再生協議会と連携した、農業者への働きかけ
○　各種支援策を活用した酒米や非主食用米、大豆、麦、飼料作物、高収益作物等の作付推進